



# 広島県報

定期  
第19号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(治山室)	一
告示	(県法規登載)	
国土調査の成果の認証(市町村)(四件)	(地域調整室)	二
生活保護法の規定による施術者の指定	(福祉指導室)	三
解除予定保安林にする旨の通知(三件)	(治山室)	三
都市計画の変更(二件)	(都市企画室)	四
都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可	(下水道室)	四
公告		
争議行為の予告	(労政管理室)	四
県営土地改良事業変更計画の樹立	(土地改良室)	五
開発行為に関する工事の完了	(開発指導室)	五
土地改良事業計画変更の同意(市町村)	(広島地域事務所)	五
土地改良事業の施行の同意(市町村)	(東広島地域事務所)	五
土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町村)(二件)	(尾三地域事務所)	六
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		六

### 公布された規則のあらまし

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八号)(治山室)

一 改正の要旨  
 条例の規定による許可を要しない土砂埋立行為の見直しや引用法令の改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日  
 平成十八年四月一日

## 規則

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

### 広島県規則第八号

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「又は第九条第二項第三号」を削り、「又は減少」を「若しくは減少又は条例第九条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント(二十パーセント)に相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル)以内の増加若しくは同号に規定する土砂の数量の合計の減少」に改める。

第十六条第一項第四号中「第五条第二項(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第六条第一項(同法第二十三条第三項において)を「第五条第一項若しくは第六条第一項(同法第二十三条第四項においてこれらの規定を」に改め、同項第十四号中「又は第十五条第一項」を「若しくは第十五条第一項」に、「限る。」を「限る。」又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項の規定による届出(最終処分場に係る届出に限る。)(」に改め、同項第十五号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十七条第二号中「の敷地内において行う土砂埋立行為のうち当該施設で化学的に性質を

改良した土砂のみによるもの」を「で化学的に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為」に改め、同条に次の二号を加える。

三 土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立行為

四 建築工事及びこれに附帯する工事で地盤を掘削し埋め戻す場合において、掘削する前の地盤面の最も低い地点と埋戻しによって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立行為

第十九条第一項第二号、第三号及び第七号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三十一条中「に、出来形図を添えて行うものとする」を「により行うものとし、土砂埋立行為が条例第十七条第二項の一時たい積行為である場合を除き、出来形図を添えるものとする」に改める。

第四十一条中「(二)通」の下に「条例第八条第一項、第十条第一項(第十一条第一項において準用する場合を含む。)(又は第十一条第一項の届出であつて、これらの届出に係る建設工事に発注者がいる場合の届出書に係るもの及び」を、「第十七条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該書類及び図面の処理に係る権限が地域事務所の長に委任されている場合の部数は、それぞれ副本一通を減じた部数とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定により届出、申請等を行っている者の届出、申請等については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

広島県告示第二百六十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称  
福山市

二 調査を行った期間  
平成十五年七月から平成十七年三月まで

三 成果の名称  
福山市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
福山市千田町大字千田の一部

五 認証年月日  
平成十八年三月一日

広島県告示第二百六十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

広島県知事 藤田雄山

一 調査を行った者の名称  
呉市

二 調査を行った期間  
平成十五年六月から平成十八年一月まで

三 成果の名称  
呉市地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域  
呉市下蒲刈町下島の一部

五 認証年月日  
平成十八年三月一日

広島県告示第二百六十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

広島県知事 藤田雄山

平成十八年三月十三日

- 一 調査を行った者の名称  
山県郡北広島町
- 二 調査を行った期間  
平成十四年十一月から平成十七年十一月まで
- 三 成果の名称  
山県郡北広島町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
山県郡北広島町川戸の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年三月一日

広島県告示第二百六十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。  
平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 調査を行った者の名称  
山県郡北広島町
- 二 調査を行った期間  
平成十四年十一月から平成十七年十一月まで
- 三 成果の名称  
山県郡北広島町地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
山県郡北広島町今田の一部
- 五 認証年月日  
平成十八年三月一日

広島県告示第二百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施設を担当する者として、次のものを指定した。  
平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

氏名	嵩 佳 己	
	住所	三原市小泉町二丁目二番五〇一
施設名称	嵩 鍼 灸 院	
	所在地	竹原市忠海中町三丁目一〇七
業務の種類	あん摩マッサージ	
指定年月日	平成十八年三月十三日	

広島県告示第二百七十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
福山市瀬戸町大字長和(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 解除の理由  
放送設備用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百七十二号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
三原市久井町和草字大仙附五四の四、七二の二、七二の三、下津字稔迫一〇三五の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

広島県告示第二百七十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。  
平成十八年三月十三日

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
府中市上下町矢多田字黒瀬三九の六、字好迫六六の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道（沼田川流域下水道）を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路三・二・九〇三号本通仁方線、三・三・九二〇号焼山押込線を変更した。

なお、第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第六百六十五号広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 施行者の名称  
熊野町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道
- 三 事業施行期間  
昭和六十三年十一月四日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分

平成十五年広島県告示第六百六十五号の事業地に安芸郡熊野町字道安原、字東深原、字丸子、字山王、字東山王、字時光、字時数、字鞘ノ河内、字向田及び字宮前を追加し、同事業地のうち、大字川角字大原、字梶ヶ原及び字品長山並びに字堂ヶ迫、字小迫、字長迫、字鶴沢、字深谷、字グイヒ迫、字深原及び字屯田地内において事業地を変更する。使用の部分

平成十五年広島県告示第六百六十五号の事業地に安芸郡熊野町字道安原、字東深原、字丸子、字山王、字東山王、字時光、字時数、字鞘ノ河内、字向田及び字宮前を追加し、同事業地のうち、大字川角字大原、字梶ヶ原及び字品長山並びに字堂ヶ迫、字小迫、字長迫、字鶴沢、字深谷、字グイヒ迫、字深原及び字屯田地内において事業地を変更する。

公 告

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定によって平成十八年三月二日付けで広島赤十字・原爆病院労働組合執行委員長重光恵美から争議行為を行う旨、通知があったので、次のとおり公告する。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 争議行為の目的  
賃金その他の労働条件の改善
- 二 争議行為の日時  
平成十八年三月十四日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 三 争議を行う場所  
広島赤十字・原爆病院において、広島赤十字・原爆病院労働組合の組合員が従事する全職場

職場

四 争議行為の概要  
あらゆる形の争議行為を行う。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定によつて、庄原市所在の原地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業変更計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申し立てをすることができる。

また、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年 三月十三日から

平成十八年 四月 三日まで

二 縦覧場所

庄原市役所

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町土与丸字城野橋一三三番二の一部、一二三四番一、一二三三番二地先水路、同町土与丸字円行一五〇六番、一五〇八番、一五二〇番一の一部、一五二〇番二の一部、一五〇六番地先道路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市西条土与丸五丁目三番五八号

景山 卓夫

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市八本松町米満字徳政一番七、同町正力字青木一九四九番一、一九五二番二の一

部、一九五三番から一九五五番まで、一九五六番一、一九五七番一、一九五七番四、一九五八番一、一九五八番四、一九五九番、一九六二番一、一九六二番二、一九六三番一、一九六三番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市八本松町正力三番地一

菅井 良春

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町土与丸字城野橋一二一六番一、一二二二番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区吉島新町一丁目二二番六号

有限会社 シンエイ

代表取締役 尾尻 真栄

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東広島市西条町寺家字市地五五九〇番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東広島市西条町寺家五六〇五番地

財満 弘子

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の計画変更を平成十八年三月三日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月十三日

広島県広島地域事務所長 石 原 照 彦

事業主体	地区名	事業名
大竹市	後原	区画整理事業

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十八年三月三日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、同意の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月十三日

広島県東広島地域事務所長 大坂桂介

事業主体 地区名 事業名  
竹原市 下田万里 区画整理事業

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十八年三月十三日から平成十八年四月三日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月十三日

広島県尾三地域事務所長 大下和男

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所  
尾道市 市原 区画整理事業 尾道市役所

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十八年三月十三日から平成十八年四月三日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第二項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月十三日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所  
広島県尾三地域事務所長 大下和男

尾道市 山方 区画整理事業 尾道市役所

### 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第18号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年3月13日

広島県公安委員会  
委員長 宮地治夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
SP1033	告示の日(平成18年3月13日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRエースをねらえI MJ	株式会社オリンピア 勝也 代表取締役 鏑井 隆二 (東京都台東区東上野二丁目11番7号)	左同
SP1085	同上	同上	CRエースをねらえI ES	同上	左同
SP1116	同上	同上	CRエースをねらえI AS	同上	左同
SP1246	同上	同上	CR花満開FT	株式会社ソフミア 井置 定男 代表取締役 (群馬県桐生市境野町七丁目201番地)	左同